広報
よいち
2013
（平成25年）
12
No.752

芸術・文化の香りにふれる～余市町文化祭開催～

町民のみなさんが日ごろの文化活動の成果を披露する「余市町文化祭」が、10月中旬から約1か月にわたり、中央公民館で開催されました。

期間中は多彩な発表会や作品展などが行われ、大勢の方が来場し芸術・文化の秋を楽しんでいました。

本誌20ページもご覧ください。

今月の注目記事

◆平成24年度の決算概要について／平成25年度上半期の予算執行状況（P2～P7）
◆モラルを守って、快適な冬をすごしましょう／水道課からのお知らせ（P8）
◆パブリックコメント手続を実施します（P10）
◆年末年始に係る役場等の業務日程について／年末年始のごみ収集 及び し尿収集業務に関するお知らせ（P12）

【主な目次】

健康と暮らしの情報……P15
募集・お知らせ……P16・17
けんこうひろば……P18
余市町でおこったこんな話……P19
生涯学習だより……P20・21

平成 24 年度の決算概要について

～平成 24 年度の余市町の歳入・歳出状況やその他財政状況を解説とともにお知らせします～

一般会計

年度	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	歳入・歳出差引額 (3) ＝ (1) － (2)
24	84 億 8,116 万円	82 億　395 万円	2 億 7,721 万円
23	86 億 6,512 万円	83 億 5,122 万円	3 億 1,390 万円
増減	▲ 1 億 8,396 万円	▲ 1 億 4,727 万円	▲ 3,669 万円

平成 24 年度の一般会計は、歳入・歳出差引額が前年度より 3,669 万円の減となり、平成 25 年度への繰越額は 2 億 7,721 万円となりました。

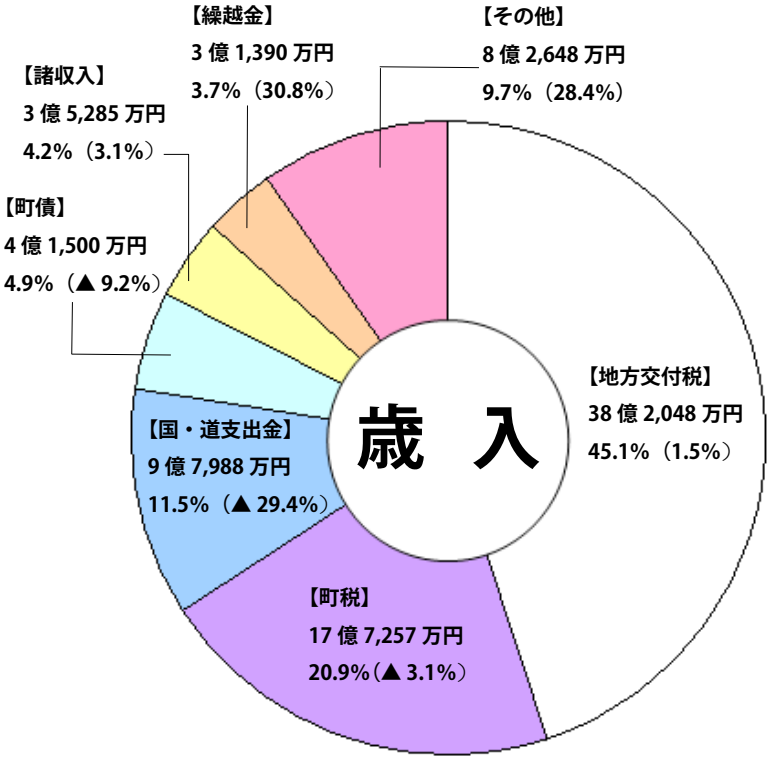

※その他
- 使用料及び手数料
- 地方譲与税
- 分担金及び負担金
- 地方消費税交付金
- 繰入金
- 自動車取得税交付金　等

■歳入の状況

地方交付税は前年比で約５，６００万円の増、繰入金は減債基金を取崩したことにより約２億４００万円の増となりました。

一方、余市郡漁業協同組合水産物冷蔵施設建設事業補助金と地域活性化・きめ細かな交付金の終了により国・道支出金は約４億８００万円の減、災害復旧事業債と保留地管理法人貸付金債の減少により町債は約４，２００万円減少したため全体で約１億８，０００万円の減となりました。

【グラフの見方】
上段　費　　目
中段　平成２４年度決算額
下段　構成割合（前年度増減率）

■歳出の状況

補助費は土地区画整理事業清算負担金や保留地管理法人安定化補助金等により前年比で約３，８００万円の増、公債費は近年減少傾向にありましたが平成２４年度は土地区画整理組合貸付金債を繰上償還したため２億２００万円の増となりました。

人件費は職員数の減少などにより７，８００万円の減、普通建設事業費等は余市郡漁業協同組合水産物冷蔵施設建設事業、国からの補助金や地域活性化・きめ細かな交付金による公共事業と災害復旧事業が減少したことなどにより３億４，１００万円の減となりました。

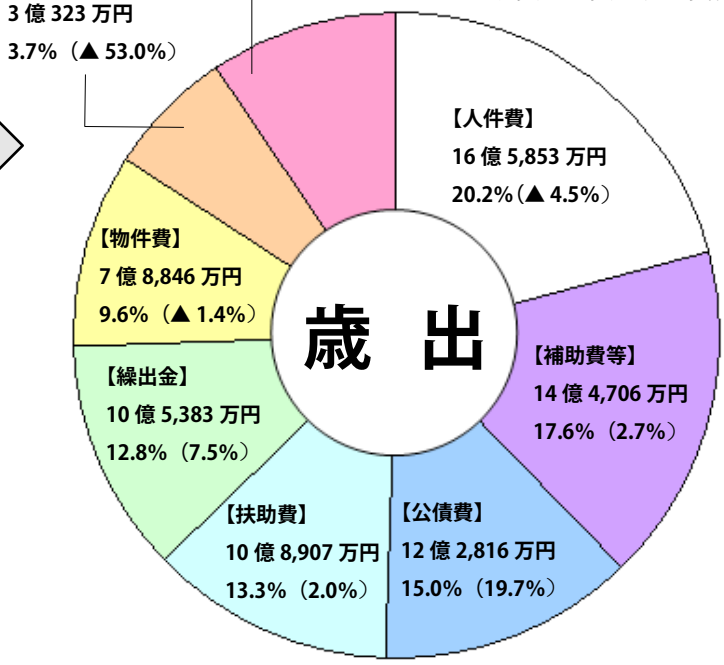

※その他
- 積立金
- 維持補修費
- 投資・出資金及び貸付金

平成24年度の決算概要について

町税の状況

税　目	H２４収入額	H２３収入額	増　減
個人町民税	６億4,092万円	６億2,662万円	1,430万円
法人町民税	１億1,144万円	9,962万円	1,182万円
固定資産税	６億8,560万円	７億5,507万円	▲6,947万円
軽自動車税	2,903万円	2,837万円	66万円
たばこ税	１億7,939万円	１億8,136万円	▲197万円
都市計画税	１億2,258万円	１億3,283万円	▲1,025万円
入湯税	361万円	475万円	▲114万円
合　計	17億7,257万円	18億2,862万円	▲5,605万円

※都市計画税は、下水道・公園・街路事業などの都市計画事業の財源として使われています。
※入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備、観光の振興に要する費用の財源として使われています。

■町税の収入状況

平成24年度は固定資産税が前年度より9.2%減少したことにより、全体で3.1%の減となりました。

★参考

・町民１人当たりの負担額は・・・
　８０，０７０円
　（昨年は８０，２８５円）
・１世帯当たりの負担額は・・・
　１６２，００３円
　（昨年は１６５，０９１円）

町有財産の状況

●基金の残高

財政調整基金	５億7,964万円
減債基金	302万円
社会福祉施設等建設基金	5,209万円
職員等退職手当負担金基金	１億7,322万円
公共施設建設整備基金	5,759万円
教育施設建設整備基金	1,513万円
余市町の未来を担う人づくり基金	1,629万円
その他基金（５基金）	2,775万円
合　計	９億2,473万円

●町有財産の状況

区　分	土地（千㎡）	建物（千㎡）
行政財産	4,339	127
普通財産	377	0
計	4,716	127

●有価証券

株　券	2,025万円
出資証券	9,942万円
計	１億1,967万円

※平成24年度末現在

■基金の状況

基金とは、将来に備えた積立金のことで、家庭でいう「貯金」にあたります。平成24年度は残高が全基金あわせて前年度比で4，２０１万円増額になりました。

★参考

・１世帯当たりの貯金（積立）額は・・・
　９０，４３８円
　（昨年は８６，７６２円）

町債の状況

●町債の残高

一般会計	82億3,193万円
下水道会計	93億9,729万円
水道事業会計	57億9,569万円
介護保険会計	1,937万円
計	234億4,428万円

※平成24年度末現在

■町債の状況

町債とは、家庭でいう「借金」にあたります。町債の残高は、昨年に比べ全会計あわせて９億８，４２４万円減少しましたが、借金返済の支出に占める割合は未だ大きく、今後も引き続き慎重な運用に取り組む必要があります。

★参考

・１世帯当たりの借金残高は・・・
　２，２９２，８３９円（昨年は２，４０１，０７３円）

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区別して運営している事業です。平成 24 年度は以下の特別会計があり、皆さんの日常生活に密接した大切な事業を行っています。

平成 24 年度　特　別　会　計　決　算　額　（単位：万円）

会　計	歳入（対前年比）	歳出（対前年比）	説　明
介護保険	23 億 3,959 （6.8%増）	23 億　703 （6.2%増）	介護保険サービスに係る保険給付費については、前年度を 1 億 2,539 万円上回る 22 億 2,290 万円（前年度比 6.0% の増）でした。 また、歳出全体では、前年度を 1 億 3,382 万円上回る決算となりました。今後も適正な保険給付と必要な財源確保を図りながら、介護保険制度の安定運営に努めます。
国民健康保険	29 億 3,943 （1.4%増）	29 億 3,056 （3.5%増）	国民健康保険は他の健康保険制度に加入していない方を対象として、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度です。 国民健康保険の財源は国民健康保険税、国・道支出金、一般会計からの繰入金等であり、平成 24 年度の決算状況は、887 万円の黒字となっています。
後期高齢者医療	2 億 9,139 （9.6%増）	2 億 9,139 （10.0%増）	平成 20 年度に設置された会計で、主に納めていただいた保険料を、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する役目を担っています。
公共下水道	14 億 1,330 （1.1% 増）	13 億 3,157 （0.1% 減）	下水処理場の設備更新工事を実施し、現有施設の適正な維持管理に努めるとともに、町内各地域の汚水管渠の整備を計画的に実施しました。

●介護保険特別会計　（単位：万円）

区　分		決算額
歳入	保険料	4 億　384
	使用料及び手数料	6
	国庫支出金	5 億 9,429
	支払基金交付金	6 億 6,001
	道支出金	3 億 5,287
	財産収入	0
	繰入金	3 億 1,081
	繰越金	1,767
	町債	0
	諸収入	4
	計	23 億 3,959
区　分		**決算額**
歳出	総務費	2,384
	保険給付費	22 億 2,290
	地域支援事業費	4,004
	諸支出金	1,055
	基金積立金	1
	公債費	969
	予備費	－
	計	23 億　703
歳入歳出差引額　A		3,256
繰越明許費等　B		0
実質収支　（A－B）		3,256

●国民健康保険特別会計　（単位：万円）

区　分		決算額
歳入	国民健康保険税	5 億 4,764
	一部負担金	0
	使用料及び手数料	38
	国庫支出金	7 億 1,049
	療養給付費交付金	1 億 3,299
	前期高齢者交付金	7 億 6,213
	道支出金	1 億 5,945
	共同事業交付金	3 億 8,126
	繰入金	1 億 7,515
	諸収入	210
	繰越金	6,733
	連合会交付金	51
	計	29 億 3,943
区　分		**決算額**
歳出	総務費	2,096
	保険給付費	20 億 5,056
	後期高齢者支援金等	2 億 9,847
	前期高齢者納付金等	31
	老人保健拠出金	2
	介護納付金	1 億 3,938
	共同事業拠出金	3 億 6,164
	保健事業費	787
	公債費	5
	諸支出金	5,130
	予備費	0
	計	29 億 3,056
歳入歳出差引額　A		887
繰越明許費等　B		0
実質収支　（A－B）		887

●後期高齢者医療特別会計　（単位：万円）

区分		決算額
歳入	後期高齢者医療保険料	２億　768
	使用料及び手数料	3
	繰入金	8,350
	繰越金	2
	諸収入	16
	計	２億9,139
区分		**決算額**
歳出	総務費	325
	後期高齢者医療広域連合納付金	２億8,798
	諸支出金	16
	予備費	0
	計	２億9,139
歳入歳出差引額　A		0
繰越明許費等　B		0
実質収支　（A－B）		0

●公共下水道特別会計　（単位：万円）

区分		決算額
歳入	分担金及び負担金	2,975
	使用料及び手数料	２億8,641
	国庫支出金	１億2,586
	繰入金	４億8,436
	繰越金	6,484
	諸収入	168
	町債	４億2,040
	計	14億1,330
区分		**決算額**
歳出	総務費	5,534
	事業費	３億9,771
	公債費	８億7,852
	予備費	0
	計	13億3,157
歳入歳出差引額　A		8,173
繰越明許費等　B		0
実質収支　（A－B）		8,173

平成25年度上半期の予算の執行状況の公表（9月末現在）

町では、年に２回（上半期・下半期）町の財政状況をお知らせしています。今回は平成２５年９月末現在の予算の執行状況をお知らせします。

上半期では一般会計において４回の補正予算で約３億９，４０３万円の増額を行い、９月末現在の予算の総額は、８０億４，４０３万円となっています。

一般会計歳入

（単位：万円・％）

区分	予算額	収入済額	収入率
町税	17億2,506	10億　378	58.2
地方譲与税	9,700	2,508	25.9
地方消費税交付金	２億	１億1,432	57.2
地方交付税	36億4,817	25億8,017	70.7
分担金及び負担金	7,692	3,767	49.0
使用料及び手数料	１億6,159	9,148	56.6
国庫支出金	５億3,630	２億2,644	42.2
道支出金	４億8,255	１億1,048	22.9
繰入金	２億1,784	9,000	41.3
諸収入	２億3,913	4,046	16.9
町債	３億9,616	0	0.0
その他	２億6,331	３億　77	114.2
合計	80億4,403	46億2,065	57.4

一般会計歳出

（単位：万円・％）

区分	予算額	支出済額	執行率
議会費	１億4,422	6,888	47.8
総務費	10億　348	４億2,904	42.8
民生費	16億7,314	７億2,347	43.2
衛生費	14億2,255	６億7,679	47.6
労働費・商工費	２億8,036	１億6,727	59.7
農林水産業費	２億6,694	１億1,894	44.6
土木費	10億9,985	６億　393	54.9
消防費	４億4,858	２億2,478	50.1
教育費	６億9,788	２億6,239	37.6
公債費	９億8,381	４億8,600	49.4
その他	2,322	0	0.0
合計	80億4,403	37億6,149	46.8

特別会計

（単位：万円・％）

区分		予算額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
介護保険	歳入	23億8,614	11億7,539	49.3
	歳出	23億8,614	９億9,212	41.6
国民健康保険	歳入	29億6,600	13億7,409	46.3
	歳出	29億6,600	12億4,326	41.9
後期高齢者医療	歳入	２億9,600	１億　681	36.1
	歳出	２億9,600	9,519	32.2
公共下水道	歳入	14億2,640	６億6,008	46.3
	歳出	14億2,640	５億6,783	39.8

北後志消防組合と北後志衛生施設組合の財務状況

平成 24 年度決算の概要

北後志消防組合

（単位：万円・%）

区分		予算額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
歳入	分担金及び負担金	11 億 707	11 億 707	100.0
	使用料及び手数料	46	52	113.0
	国庫支出金	1 億 6,000	1 億 2,316	77.0
	繰越金	2,184	2,199	100.7
	諸収入	663	734	110.7
	組合債	4 億 700	2 億 7,430	67.4
	歳入合計	17 億 300	15 億 3,438	90.1
歳出	議会費	50	36	72.0
	総務費	1 億 589	1 億 455	98.7
	消防費	15 億 1,800	13 億 2,536	87.3
	公債費	7,794	7,794	100.0
	予備費	67	0	0.0
	歳出合計	17 億 300	15 億 821	88.6

北後志衛生施設組合

（単位：万円・%）

区分		予算額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
歳入	分担金及び負担金	1 億 4,796	1 億 4,768	99.8
	使用料及び手数料	601	572	95.2
	繰越金	264	264	100.0
	諸収入	1	2	200.0
	歳入合計	1 億 5,662	1 億 5,606	99.6
歳出	議会費	31	25	80.6
	総務費	5,202	5,121	98.4
	衛生センター費	1 億 379	1 億 101	97.3
	予備費	50	0	0.0
	歳出合計	1 億 5,662	1 億 5,247	97.4

平成 25 年度上半期の予算執行状況（9 月末現在）

北後志消防組合

（単位：万円・%）

区分		予算額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
歳入	分担金及び負担金	11 億 933	5 億 5,613	50.1
	使用料及び手数料	15	42	280.0
	国庫支出金	524	0	0.0
	繰越金	2,617	2,617	100.0
	諸収入	383	476	124.3
	組合債	7,500	0	0.0
	歳入合計	12 億 1,972	5 億 8,748	48.2
歳出	議会費	45	14	31.1
	総務費	1 億 977	6,492	59.1
	消防費	10 億 2,949	4 億 2,827	41.6
	公債費	7,938	3,967	50.0
	予備費	63	0	0.0
	歳出合計	12 億 1,972	5 億 3,300	43.7

北後志衛生施設組合

（単位：万円・%）

区分		予算額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
歳入	分担金及び負担金	1 億 5,086	7,613	50.5
	使用料及び手数料	574	263	45.8
	繰越金	359	359	100.0
	諸収入	1	1	100.0
	歳入合計	1 億 6,020	8,236	51.4
歳出	議会費	31	13	41.9
	総務費	5,905	3,748	63.5
	衛生センター費	1 億 34	4,303	42.9
	予備費	50	0	0.0
	歳出合計	1 億 6,020	8,064	50.3

平成 24 年度水道事業決算状況

平成 24 年度の決算状況は、総収益が６億 3,064 万円で対前年度比 8.7% の増、総費用は５億 8,714 万円で対前年度比 7.0% の減となり、当年度は 4,350 万円の純利益となりました。

◇収益的収支　（水道水を皆さんのもとにお届けするための費用）　（単位：万円）

費用				収益			
区　分	24 年度	23 年度	比　較	区　分	24 年度	23 年度	比　較
1 営業費用	44,699	48,387	▲ 3,688	1 営業収益	56,381	54,796	1,585
①一般管理費（注１）	20,420	22,972	▲ 2,552	①給水収益	54,870	53,275	1,595
②減価償却費	23,684	23,677	7	②その他	1,511	1,521	▲ 10
③資産減耗費	595	1,738	▲ 1,143	2 営業外収益	6,683	3,211	3,472
2 営業外費用	13,938	14,555	▲ 617	①受取利息及び配当金	4	6	▲ 2
①支払利息	13,792	14,409	▲ 617	②他会計補助金	6,652	3,021	3,631
②その他	146	146	0	③その他	27	184	▲ 157
3 特別損失	77	162	▲ 85				
合　計	58,714	63,104	▲ 4,390	合　計	63,064	58,007	5,057
当年度純利益	4,350	▲ 5,097	9,447				

注１　一般管理費には施設の電力費や修繕費用、人件費などが含まれています。

◇資本的収支　（水道施設を造るための費用）　（単位：万円）

収入				支出			
区　分	24 年度	23 年度	比　較	区　分	24 年度	23 年度	比　較
1 出資金	1,749	1,706	43	1 建設改良費	23,422	9,797	13,625
2 工事負担金	0	1,935	皆減	2 企業債償還金	30,362	20,097	10,265
3 国庫補助金	2,304	0	皆増				
4 企業債	23,700	0	皆増				
合　計	27,753	3,641	24,112	合　計	53,784	29,894	23,890

資本的支出額が収入額を上回っている分２億 6,031 万円は、前年度からの繰越金と本年度の費用のうち現金支出が伴わないもの（減価償却費など）で補てんしております。

※「資本的支出」は、支出の効果が次期以降に及び将来の収益に対応するものになります。具体的には、水道本管の布設などの建設工事等が資本的支出であり、公営企業会計では、これに企業債償還元金を加えたものとなります。また、これら建設工事等に充当される国からの補助金、工事負担金、企業債（町の会計でいう「町債」）等が「資本的収入」となります。

貸借対照表（平成 25 年３月 31 日現在）（単位：百万円）

借方		貸方	
1 固定資産	9,172	4 固定負債	36
(1) 有形固定資産	9,144	(1) 引当金	36
① 土地	80	5 流動負債	4
② 償却資産（注２）	11,411	(1) 流動負債	4
③ 減価償却累計額（▲）	2,460	6 資本金	7,437
④ 建設仮勘定	113	(1) 自己資本金	1,641
(2) 無形固定資産	28	(2) 借入資本金（注４）	5,796
2 流動資産	273	7 剰余金	1,970
うち現金預金	215	(1) 資本剰余金	2,009
うち未収金（注３）等	58	(2) 利益剰余金	▲ 39
3 繰延勘定	2	うち当年度未処理欠損金	▲ 39
(1) 開発費	2		
資産合計	9,447	負債資本合計	9,447

注２「償却資産」は、「建物」・「構築物」・「機械及び装置」等、資産の取得価額の総額です。

注３「未収金」には、４月に集金することとなる３月分の料金等が含まれています。

注４「借入資本金」は、企業債（町の会計でいう「町債」）の残高です。

平成 24 年度末の借入金残高は、57 億 9,569 万円で、給水人口一人あたりにすると、およそ 288,900 円になります。

水道料金は納期までにお支払いいただきますようお願いします。

モラルを守って、快適な冬をすごしましょう

行政と町民が互いに手をたずさえて、秩序ある効率的な除排雪作業を行い、安全で、快適な冬をすごせるようご協力をお願いします。

１５センチ以上の降雪で出動

町では１５ｃｍ以上の降雪を目安に深夜から除雪作業を開始し、通勤・通学時間までに作業が終了するよう取り組んでいますが、明け方の降雪の場合は交通量が増加し、事故の危険性が増すことから、除雪作業ができないことがあります。

除雪の大敵　“路上駐車”

除排雪作業時に路上に車が放置されていると、除排雪作業の停滞や交通事故を招く要因となります。

場合によっては除排雪ができずに地域の方々にご迷惑がかかりますので、路上駐車は絶対にしないようお願いします。

玄関前の雪かきは各家庭で

例年、玄関前に雪を置いていかないでほしいといった声が寄せられますが、限られた予算と時間の中で除雪作業を行っているため、道路脇に雪をよけるかたちの除雪となっています。玄関前によせた雪を取り除くことまではできませんので、各家庭において処理されるようお願いします。

なお、自力で除雪できない高齢者世帯や身体障がい者世帯など、一定の要件を満たす場合は、生活用道路確保のため、玄関先の除雪サービスを受けられる場合があります。

詳細は高齢者福祉課 高齢者福祉グループ（☎２１－２１１９）までお問合せください。

各地域の除雪委託業者や雪捨て場、除雪に関するお問合せ先などについては、今月号折り込みチラシでご確認ください。

詳細は建設課 維持グループ（☎２１－２１２８）までお問合せください。

水道課からのお知らせ

≪水道の凍結にご注意！≫

寒い日が続きますと、水道管が凍結しやすくなります。
水道管が凍結したり破裂すると、修理に多額の費用がかかります。
凍結を防ぐために、寝る前や外出するときは水抜き栓を操作し水抜きを行ってください。

≪早めに水道の冬仕度を！≫

・一般的に気温がマイナス４度以下になると水道の凍結事故が急に増えてきます。
　室内を暖房していても床下は凍結しやすいので、冬期間に入る前に床下の換気孔を閉め、冷たい風の侵入を防ぎましょう。
・屋外の水道や車庫の水道など、冬期間使用しない水道は早めに水抜きをしてください。

☆水抜きの方法
（１）じゃ口を開ける
（２）水抜き栓のレバー・ハンドルを動かす（水抜き栓は、台所やお風呂場の近く、またはトイレの中などにあり、レバー式や手回し式のものが一般的です。）

≪冬期間のメータ検針について≫

水道メータには、「地上式」と「地下式」の２種類があり、このうち「地下式」については、積雪などでメータが検針できない場合には、原則として直近３か月の使用水量の平均で使用水量を「認定」し、使用料金を徴収させていただき、雪解け後メータが読めるようになった月で精算します。

この「認定」に該当されるお宅には、認定開始月のメータ検針時に「認定のお知らせ」で通知いたします。

◆問合せ　水道課　☎２１－２１３０

家屋を取り壊した場合は手続きが必要です

家屋の固定資産税は、毎年１月１日現在の状況で課税されます。

登記されている家屋を取り壊された場合は、法務局へ建物滅失登記の申請を行ってください。（後日、同局より当町へ通知されます）

また、取り壊された家屋が登記されていない場合は、町税務課へ「建物滅失申告書」を提出してください。

これにより翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、年内に届出がない場合、取り壊し状況が把握できず課税されることがありますので、お早めに手続きを行ってください。

年内に手続きができないときは、町税務課へご連絡ください。

◆問合せ　税務課 課税グループ　☎２１―２１１５

▲▽ 国民年金のお知らせ△▼

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成２５年１月から１２月中に納めた保険料全額です。（過年度分や追納保険料なども含みます。）また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も合わせて控除を受けられます。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成２５年１月１日から９月３０日までの間に納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が１１月上旬に、日本年金機構から送付されていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

◆問合せ　町民福祉課 民生年金グループ　☎２１－２１２０

お歳暮などの贈答品やおみやげには余市の名産品を！
《12月1日から12月31日は「よいち名産品愛護月間」です》

「よいち名産品愛護月間」とは、余市町内で生産される名産品を、住民の皆さんに積極的に関心をもっていただき、名産品の愛用意識の高揚と需要の拡大を図るものです。

余市商工会議所水産部会主催
第25回よいち水産品町民感謝デー

地元水産加工業者が、数の子・新巻・たらこ等を特別価格でご提供致します！

◆日時　１２月８日（日）午前９時から午前１１時３０分まで
◆場所　余市経済センター　（ニッカ工場向かい）

【地元特産品等が当たる抽選コーナー】≪５００本限定≫

・１店舗のお買い物１，０００円以上で抽選補助券を１枚進呈。
・２店舗分の抽選補助券で１回の抽選ができます。

◇余市紅志高校農業クラブ　シクラメン販売特別参加◇

〇当日会場までお車でご来場の方は、町営駐車場をご利用下さい。（１時間無料券進呈）
〇贈答品として地方発送も承ります。

◆問合せ　余市商工会議所　☎２３－２１１６

冬休み子ども絵画教室開催のお知らせ

中央公民館では、子どもたちに絵画（水彩画）の基本を習得しながら学ぶ教室を開催します。

◆期　日　平成２６年１月１５日（水）～１６日（木）２日間
午前９時～１２時
◆会　場　中央公民館
◆対象者　町内小学校４年～６年生
◆定　員　１０名（受講料は無料）
◆持参する物　水彩画の用具一式（ただし、四つ切画板、画用紙は主催者で用意します。）
◆申込方法　申込書（中央公民館にあります。）に記入の上、１２月１６日（月）までに中央公民館へ申込んでください。
定員になり次第締切ります。※電話では受付いたしません。
◆問合せ　中央公民館　☎２３－５００１

パブリックコメント手続を実施します！

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

～ご意見、情報を募集します！～

(1)「第５次余市町社会教育中期計画（素案）」について

余市町教育委員会では、社会教育に関する各種事業や社会教育関係団体の育成、社会教育施設の有効な運営を行うため、総合計画の基本構想をもとに、余市町社会教育中期計画を作成し、社会教育の充実に努めております。

このたび、第５次（平成２６～３０年度）となります余市町社会教育中期計画の策定にあたり、素案に対する町民の皆さん（法人・地域団体・ボランティア団体などを含む。）からのご意見等を募集します。

(2)「余市町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案」について

(3)「余市町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案」について

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、「第３次一括法」が定められました。この中では、これまで全国一律で定められていた各種基準の一部について、それぞれ町の実情や特色を考慮した上で、条例を定めることができるようになりました。

この条例案に対する町民の皆さん（法人・地域団体・ボランティア団体などを含む。）からのご意見等を募集します。

※お寄せいただきましたご意見等（氏名、住所などの個人情報は除きます。）とご意見等に対する町の考え方は、取りまとめ後、町のホームページ等でお知らせします。

■意見募集期間

平成２５年１２月２日（月）から平成２６年１月１０日（金）まで

■意見提出者の要件

意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方とします。

①余市町内に住所を有する方　②余市町内に会社、事業所等を有する方
③余市町内に通勤・通学している方　④余市町に納税されている方
⑤上記①～④にあてはまらない方でも、意見を募集する計画等の案に利害関係がある方

■意見提出方法

備え付けの「意見用紙」またはこれに準じた様式に住所及び氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記の上、

（1）第５次余市町社会教育中期計画（素案）について
（2）余市町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について
　①郵送　〒046-0004　余市町大川町４丁目143番地　中央公民館内
　　余市町教育委員会　社会教育課
　②ファクシミリ（FAX番号：２３―５２９９）
　③電子メール（メールアドレス：ksyakai.c@town.yoichi.hokkaido.jp）
（3）余市町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案について
　①郵送　〒046-8546　余市町朝日町26番地
　　余市町教育委員会　学校教育課
　②ファクシミリ（FAX番号：２１―２１４４）
　③電子メール（メールアドレス：kyouiku.m@town.yoichi.hokkaido.jp）

※持参（受付時間：平日午前８時４５分～午後５時１５分）のいずれかの方法で提出していただくか、下記の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

■資料（条例案・素案）の閲覧場所

①余市町役場庁舎　（２階 教育委員会 学校教育課）朝日町26番地
②中央公民館　（１階 事務室前）大川町４丁目143番地
③余市町図書館　（１階 フロア）入舟町413番地
④余市町福祉センター　（１階 フロア）富沢町５丁目13番地

●余市町ホームページでもご覧いただけます

◆問合せ　（1）第５次余市町社会教育中期計画（素案）について
（2）余市町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について
　社会教育課（中央公民館内）　☎２３―５００１
（3）余市町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例案について
　学校教育課（役場庁舎内）　☎２１―２１３８

「余市町都市計画マスタープラン町民検討委員会」委員を一般公募により募集します

町では現在「都市計画マスタープラン」を策定中です。

都市計画マスタープランとは、「都市計画法」により位置付けられている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、町が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定めるものです。

このたび、都市計画マスタープランの策定にあたり、本町の都市計画上の問題点や課題の把握と、マスタープランの素案について町民の皆様からご意見をいただくため、町内各団体からの推薦と一般公募の委員で構成する『余市町都市計画マスタープラン町民検討委員会』を設置することとしました。

つきましては、下記のとおり一般公募による委員を募集します。

記

1　募集人員　３名　（※定員となり次第、受付を終了させていただきます。）

2　募集期間　１２月２日（月）～１２月２０日（金）

3　募集条件　余市町に在住の満２０歳以上の方で、都市計画（本町における今後の道路・公園・土地利用などの計画）に関心があり、会議等に積極的に参加いただける方
（※平成２６年１月から９月まで３回程度の開催を予定、開催時間は午後６時以降を予定）

4　活動内容　余市町都市計画マスタープラン町民検討委員会への出席と意見交換

5　申込方法　所定の用紙に必要事項をご記入の上、役場１階 まちづくり計画課窓口まで持参により申込みください。（郵送による申込みは出来ません。）
※申込書は、役場まちづくり計画課窓口または余市町ホームページから入手できます。
（URL　http://www.town.yoichi.hokkaido.jp）
また、ご連絡をいただければ申込用紙を郵送させていただきます。

6　問合せ　まちづくり計画課 まちづくり推進グループ
☎２１－２１２４　　FAX：２１－２１４４
E-mail：machidukurisuisin @town.yoichi.hokkaido.jp

7　その他　当委員会は無報酬となりますので、あらかじめご了承願います。

商店街空き店舗等活用対策事業のお知らせ

余市商工会議所では、余市町内における空き店舗の解消を促進し、商店街の活性化を図るため、空き店舗等を利用して新規に事業を行おうとする方に、店舗の賃借料、改装費及び建築費の一部を補助しています。

○補助対象要件

①中心市街地の空き店舗等において小売商業又はサービス業等として活用する店舗等又は商店街団体等の共同施設として活用する施設（一部、対象外の業種あり。）
②原則として１年以上継続する店舗等で、中小企業者等として余市商工会議所及び各商店街に加入のこと
③賃貸借にあっては、空き店舗所有者と２親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと
④改装費にあっては、新規出店であること（自己所有店舗で現に営業中のものを除く。）

○補助対象となる経費・補助金額

店舗賃借料	賃借料の１／２以内　　月額上限５万円　　事業開始から１２か月以内 （敷金、礼金及び共益費用等は除く。）
店舗改装費	改装費用の１／２以内　　上限５０万円　　１回限り 出店に係る改装費（内装・給排水設備・電気工事等で**備品は除く**。）
店舗建築費	建築費用の１／２以内　　上限１００万円　　１回限り 出店に係る建築費（**簡易プレハブ構造及び備品は除く**。） 店舗併用住宅については、店舗部分の面積按分とする。

○その他

■中心市街地：名店街、五番街、余市中央、銀座街、黒川中央、西部商店会
（旧商店街含及び大東会を含む。）
■空き店舗等：中心市街地の区域内にあり、かつ、国道等に面した建物又は土地

※必ず事前に余市商工会議所に相談してください。

◆受付先　余市商工会議所 相談課窓口
◆問合せ　余市商工会議所 相談課　　☎２３－２１１６
余市町 経済部 商工観光課　　☎２１－２１２５

年末年始に係る役場等の業務日程について

役場事務

【仕事納め】１２月３０日（月）　【仕事始め】 １月　６日（月）

役場をはじめ、公民館等の年末年始の業務は、１２月３１日（火）から１月５日（日）までお休みさせていただきます。

納税・住民票及び印鑑証明等が必要な方は、早めに手続きをお願いいたします。

なお、出生・死亡等の届出については、従来どおり当直室で受付いたします。

年末年始のごみ収集 及び し尿収集業務に関するお知らせ

～「燃やすごみ」は、１２月３１日（大晦日）まで収集します～

●ごみ収集

【燃やすごみ】

１月１日（水）～１月５日（日）まで休業します。

※燃やすごみは、１２月３１日（火）まで収集します。

【燃やさないごみ・資源物】

１２月３１日（火）～１月５日（日）まで休業します。

注１：ごみの種類によって休業日が違います。

注２：１２月～２月は粗大ごみの収集を休業します。

●ごみの自己搬入

余市町クリーンセンター【燃やさないごみ・粗大ごみ】

１２月３１日（火）～１月５日（日）まで休場します。

◆ごみに関する問合せ

環境対策課 廃棄物対策グループ　☎２１－２１１８

●し尿収集

１２月３１日（火）～１月５日（日）まで休業します。

◆し尿に関する問合せ

北後志衛生施設組合　☎２２－４４８９

宝くじ助成事業で中央公民館と福祉センターを一部改修しました。

余市町では、（財）自治総合センターが宝くじ普及広報事業として実施している「平成２５年度コミュニティ助成事業（共生の地域づくり助成事業）」を活用し、中央公民館の自動ドア設置工事と福祉センターのトイレ等の改修工事を実施しました。

今回の改修は、高齢者や障がい者の方々のコミュニティ活動への参加促進を図るものです。

中央公民館【自動ドア】

福祉センター【トイレ】

◆問合せ　企画政策課　☎２１－２１４２

知ってますか？　道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関することで、道政に対する苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

◆苦情申立て窓口

道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』。

※「苦情申立書」のついたリーフレットを用意しています。ホームページからも「苦情申立書」をダウンロードできます。

◆申立て方法

「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。また、郵送・ファックス・メールでも申立てができます。

◆問合せ 北海道 総合政策部 知事室 道政相談センター

〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目　　☎011-204-5523　内線 21-706

FAX：011-241-8181　メール：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

または各総合振興局（振興局）地域政策部 道政相談室

余市町の空間放射線量率の状況

北海道が設置している広域モニタリングポスト（余市町朝日）による空間放射線量率の測定データを公表いたします。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びていますが、通常測定される「空間放射線量率」は 10～60 ナノグレイ毎時（ｎＧｙ／ｈ）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

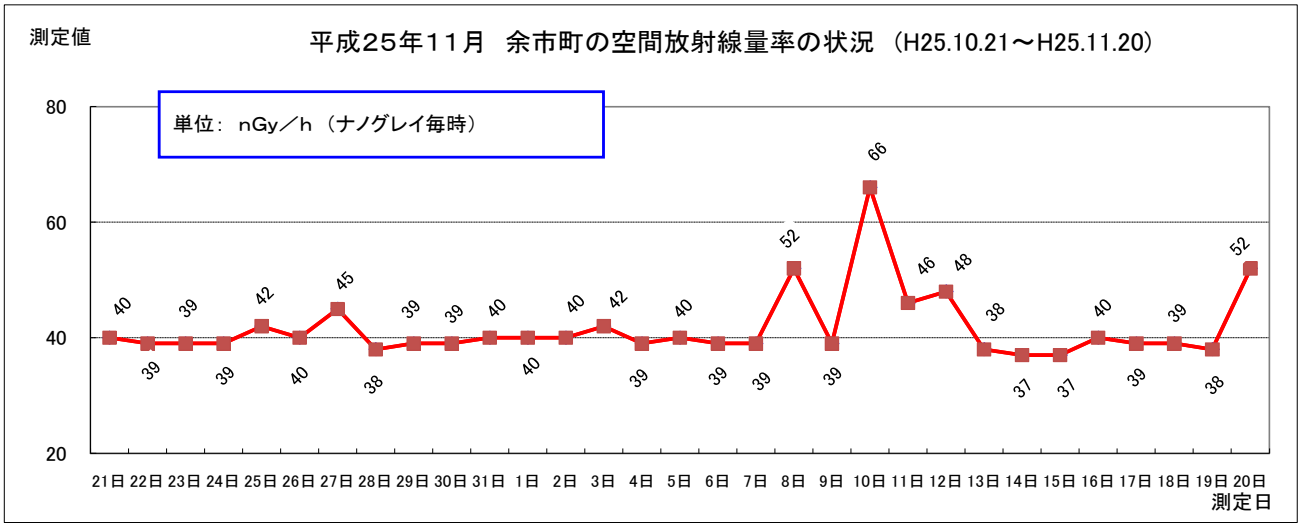

放射線の単位

Ｇｙ（グレイ）：物質が放射線によって受けたエネルギーを表します。

（企画政策課　☎２１―２１４２）

◆水道課では、余市川浄水場における原水（余市川の河川水）の放射性物質濃度を測定しています。

11 月８日に採水した測定結果については、放射性セシウム（Cs－134、Cs－137）、放射性ヨウ素（Ｉ－131）のいずれも「不検出」であり、安心してお飲みいただけます。

※「不検出」とは、測定機器の検出限界以下であることを示します。　（余市川浄水場　☎２３－４７３１）

余市宇宙記念館からのお知らせ

宇宙の夢つなぐ青少年育成事業≪ 夢を求めて ≫

日時：12 月８日（日）午後２時より　場所：余市宇宙記念館

＜第一部＞　☆時間：午後２時～

宇宙の夢つなぐ青少年育成事業「研修報告会」

宇宙飛行士誕生のまちとして、余市町の子供たちに広い視野で物事を見、未来を展望することの大切さを体感できる機会を与え、夢と希望に向かって努力する子供の育成を目的とした研修が１０月１２日～１４日（２泊３日）に行われました。町内の小中学生を含む２４名が参加し、北海道内の宇宙関連施設を巡り、子供たちが各施設で学習・体験した成果の報告会を行います。

（主催：宇宙の夢つなぐ青少年育成事業実行委員会）

＜第二部＞　☆時間：午後３時～

特別宇宙講演　演題「ＮＡＳＡで学んだこと」

講師：星 功 氏（仁木町出身）

星 功さんは、アメリカに 43 年間在住し、ＮＡＳＡ（アメリカ航空宇宙局）に 15 年間勤務され、人工衛星の軌道決定を行うチームの責任者として勤め、その後、アメリカ航空管制システム開発本部長を務めるなど、多くの宇宙開発業務に貢献しております。現在は小樽市に在住し、数多くの講演などを行い、「アメリカ在住体験記」などの連載寄稿をするなどされております。今回は「ＮＡＳＡで学んだこと」と題し、大変貴重な体験談を聞く事が出来ますので、たくさんのご参加をお待ちしております。

★１２月のおもしろ宇宙教室★

申込みは 12 月１日（日）より電話で受付します。
対象は小学生以上、参加はすべて無料です。

名　　称	内　　容	日　　時	時　間	定員
四季の星座について学ぶ その⑧（10 回シリーズ）	飛び出す季節の星空を自分で製作して、星座について学習します。	14 日（土）午後１時	90 分	20
レゴ エデュケーション WeDo 教室	レゴブロックやモーター、センサーを組み立て、パソコンでプログラミングします。さらに今年は新たな部品とソフトを追加しました。	15 日（日） ①午前９時～ ②午後１時～	180 分	各５
紙飛行機教室	紙飛行機が飛ぶしくみを勉強した後、自分でオリジナル紙飛行機を作り、飛んだ距離を競争しよう！	22 日（日）午後２時	90 分	30

「おもしろ宇宙教室」のご報告（５月～１１月）

今年から新たにスタートした「おもしろ宇宙教室」は１１月１０日までに講座や教室を７３回実施し、１，２７３人の参加がございました。

観測会のご案内

①アイソン彗星観測会

◆日時　12月７日(土)
午前５時30分～６時30分

※時間にご注意ください（早朝）
見ごろを迎えたアイソン彗星の観測会を行います。悪天候で中止の場合は翌日の同時刻に延期します。

②天体観測会

◆日時　12月21日(土)
午後５時30分～７時

◆観測対象
秋～冬の星座、木星

◆場所　宇宙記念館前広場
（申込不要・現地集合・無料）

◆その他　悪天候により中止の場合有（記念館正面入口に表示いたします）。

☆不明な場合は電話でお問合せください。

冬期間の宇宙記念館運営について

・展示施設は観覧できません
12月１日(日)から平成26年４月18日(金)まで展示施設は観覧休止となります。
なお、冬期間は教室や講座など各種事業を開催する予定です。詳しくはその都度ご案内いたします。

・施設貸付について
冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、宇宙記念館の施設を貸付いたします（有料）。コンサートや講演会、教室の開催等にご利用ください。料金や席数、面積など、くわしくはお問合せください。

☆余市宇宙記念館サポートボランティアを募集しています☆

問合せ　余市宇宙記念館（☎21―2200）

平成 25 年工業統計調査を実施します

政府統計

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は２５年１２月３１日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

◆問合せ　企画政策課 広報広聴グループ
☎２１―２１４２

健康と暮らしの情報（１２月号）

子育て情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21 － 2122』

事　業　名	対　象　者	実　施　日	時　　間	会　　場
ニコニコたまご教室（楽なお産をするために）	妊娠 35 週までの妊婦とその家族 ※申込みが必要です	2日（月）	13：30～15：30	中央公民館 ☎２３―５００１ （申込先）役場保健課 保健指導グループ ☎２１―２１２２
１歳６か月児健診	H24 年５月生まれ	5日（木）	受付 12：00～12：20	福祉センター入舟分館 ☎２３―４３３８
ママさん交流会	おおむね３歳までのお子さんとその保護者	9日（月）	10：00～12：00	中央公民館 ☎２３―５００１
10 か月児健診	H25 年１月、2月生まれ	１２日（木）	受付 12：00～12：20	福祉センター入舟分館 ☎２３―４３３８
３歳児健診	H22 年７月生まれ	１３日（金）		
４か月児健診	H25 年８月生まれ	２０日（金）	受付 11：50～12：10	福祉センター入舟分館 ☎２３―４３３８

健康づくり情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21 － 2122』

事　業　名	実　施　日	時　　間	会　　場	備　　考
心の健康相談	１２月５日（木） １月９日（木）	13：30～15：30	倶知安保健所余市支所 ☎２３－３１０４	３日前までに予約が必要です。 （申込先）倶知安保健所 ※相談日は都合により変更する場合があります。 ☎ 0136―23―1957
特定健診・がん検診	１５日（日）	受付時間 7：00～11：00	中央公民館 ☎２３―５００１	事前に申込みされた方に個人通知いたします。 ☎２１―２１２２
	１６日（月）		福祉センター ☎２２―６２２８	
認知症の介護相談	１６日（月）	19：00～21：00	福祉センター入舟分館 ☎２３―４３３８	ご自由に相談下さい。
健康相談	２５日（水）	9：00～15：00	余市町役場 ☎２１―２１２２	予約が必要です。 ☎２１―２１２２

休日当番医『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21 － 2122』

当　番　日	医　療　機　関　名	電話番号
1日（日）	**脳神経外科よいち港南クリニック**	21-5566
8日（日）	**わたなべ内科医院**	22-3989
15日（日）	**北郷耳鼻咽喉科医院**	23-5533
22日（日）	**佐野内科クリニック**	22-7001
23日（月）	**勝田内科皮フ科クリニック**	22-3843
29日（日）	**中島内科**	22-3866
31日（火）	**勤医協余市診療所**	22-2861
1月1日（水）	**ながい小児科医院**	23-6881
1月2日（木）	**田中内科医院**	22-6125
1月3日（金）	**小嶋内科**	22-2245
1月5日（日）	**林病院**	22-5188

歯科当番日	医　療　機　関　名	電話番号
29日（日）	**水野歯科**	22-3391
30日（月）	**佐藤歯科医院**	22-3678
31日（火）	**とみさわ歯科**	22-1511
1月1日（水）	**荒木歯科医院**	22-3973
1月2日（木）	**森川歯科クリニック**	32-3653
1月3日（金）	**いとう歯科医院**	22-1001

※年末年始休日における歯科当番医の診療時間は９時～１２時までです。
※休日当番医の診療時間は９時～１７時までです。
休日当番医は変更になることがありますので、確認してから受診して下さい。

その他の生活情報

事　業　名	実　施　日	時　　間	会　　場	備　　考
心配ごと相談	11 日（水）、25 日（水）	13：00～16：00	福祉センター入舟分館 ☎２３―４３３８	（問合せ） 余市町社会福祉協議会 ☎２２―３１５６ ※法律相談については事前申込み必要
育児・子育て相談	２０日（金）	13：00～16：00		
無料法律相談（予約制）	１０日（火）	13：30～14：30		
	１８日（水）	13：00～16：00	中央公民館 ☎２３―５００１	事前申込み必要 役場総務課 ☎２１―２１１１
	２４日（火）	15：00～17：00	余市商工会議所 ☎２３―２１１６	事前申込み必要 申込同左

注）福祉センター（富沢町５丁目）、福祉センター入舟分館（入舟町）、中央公民館（大川町４丁目）、倶知安保健所余市支所（朝日町）、余市商工会議所（黒川町３丁目）

募集・お知らせ

募集

農村活性化センターから

申込みと開催場所は、農村活性化センター（メッセ・アップルドリーム☎23―5568・FAX23―2189）です。

りんごの花押し花サークル

◆日時 12月19日(木) 午前9時30分～正午

◆講師 村山洋子先生

◆報酬 調査毎に定められた報酬が支払われます。

◆登録方法 申請書に必要事項を記入し、企画政策課へ提出してください。

※申請書は企画政策課で配布もしくは町ホームページにてダウンロードできます。

◆申込み・問合せ 企画政策課（☎21―2142）

〈統計調査員として登録しませんか〉

町では、統計法に基づく統計調査（国勢調査や工業統計など）の統計調査員をしていただける方を募集しています。

◆仕事の内容

・調査員説明会の出席

・調査区の把握及び調査対象の確認

・調査票の配布・取集・調査書類の点検と提出

◆応募資格 責任をもって調査員事務を遂行できる20歳以上の健康な方。（秘密の保護に信頼のおける、警察官・税務職員・選挙に直接関係のない方）

◆身分 調査期間中は非常勤の公務員として任命されます。

〈各種自衛官等募集〉

自衛官候補生（男子）、陸上自衛隊高等工科学校生徒（一般・推薦）を募集します。

※細部応募資格等については、問合せください。

◆問合せ 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所（小樽市稲穂2―22―4樽石ビル2F）（☎0134―22―5521）

お知らせ

〈平成26年は農業委員改選の年です〉

～農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出を！～

農業委員は、農家の皆さんの経営や生活を守るため、農地等の利用調整・斡旋など法令に基づく重要な仕事を行っています。

農業委員の被選挙権等一定の資格を確認するため、農業者の方は毎年1月1日現在で選挙人名簿登載申請をすることになっています。

◆選挙有権者 平成6年4月1日以前に生まれ、次に該当する方。

①30アール以上の農地で耕作業務を営む方（同居の親族・配偶者で年間60日以上耕作に従事する方を含む）

②農業生産法人の組合員・社員・株主

◆提出期限 平成26年1月10日(金)

◆申請用紙の配付 前年度名簿登載世帯には12月中旬にそれぞれのご家庭へ送付いたします。申請書が届かなかった方又は前年度未登載の方は農業委員会へご連絡ください。

◆申請用紙の回収方法 お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ提出いただくか、同封の返信用封筒にて返送してください。

◆詳細・問合せ 農業委員会（☎21―2135）

〈総合体育館から「健康教室等」のお知らせ〉

やさしく簡単にできる健康教室に参加して、体を動かしてリフレッシュしませんか。

★健康教室

①12月4日、11日、18日（各水曜日）

●かんたん貯筋トレーニング（中高年齢者向け）

午後1時30分～3時

●ストレッチ＆スロートレーニング

午後6時30分～8時

②12月5日、12日、19日（各木曜日）

●表情筋とリズム体操

午後1時30分～3時

◆募集定員 各教室 定員10名（定員になりしだい締切り）

◆参加料

1回500円（使用料、保険料含む）

◎3回セット1，300円

※動きやすい服装、運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。

◆申込み 総合体育館窓口、または電話連絡により受付します。ただし、健康状態（高血圧等）に応じて、お断りする場合があります。

◆問合せ 総合体育館（☎23―5210）

募集・お知らせ

〈余市消防署からのお知らせ〉

家庭用ホームタンクの事故防止について

近年町内で、ご家庭や事業所等に設置されているホームタンクからの油漏れ事故が発生しております。

灯油等の流出事故は、火災発生の危険があることはもちろん、河川などに流出すると水質汚染や、魚介類・農作物の被害などを引き起こす可能性があります。

事故防止のため、定期的に点検を行いましょう。

●家の周りで、油の臭いがしないか確認しましょう。

●ホームタンクが転倒しないよう、固定状況を確認しましょう。

●配管やゴムホースなどに腐食や亀裂がないか確認しましょう。

●油の使用量以上に燃料ゲージの減りは早くないか、もしくは、急に給油量が増えていないか確認しましょう。

※灯油等の油漏れに気づいた場合は早急に119番通報してください。

★住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

まだ設置されていないご家庭は、設置するようお願いします。

★悪質な訪問販売等にご注意！

消防署が直接住宅用火災警報器や消火器を訪問販売したり、特定の業者に商品を斡旋し、販売を依頼することはありません。

◆問合せ　余市消防署 予防係（☎23―3711）

〈大雪災害への備え〉

大雪による災害に備えて、次のことに留意してください。

■雪の降り方は変化が大きい

・季節風が強い時は、雪雲は筋状となります。今いる場所が晴れていても、少し離れた場所では大雪・ふぶきとなっている場合があります。

・低気圧の通過や風向の変化で天気が急変し、猛ふぶきになる場合があります。

■気象情報を有効に利用する

・大雪や猛吹雪により重大な災害が予想された市町村には、「大雪（特別）警報」や「暴風雪（特別）警報」が発表されます。

■車の運転に留意

・雪に関する警報が発表されているときは不要な外出を避けましょう。

・立ち往生したときは排気ガスや低体温症に注意し、確実に避難できるとき以外は、車から離れないようにしましょう。

■除雪作業時の注意

・雪による人的な被害は、屋根の雪降ろし中の事故が最も多くなっています。一人で作業をせず、命綱をつけるなどして事故を防ぎましょう。また、屋根からの落雪にも注意しましょう。

◆問合せ　札幌管区気象台天気相談所（☎011―611―0170）

〈「つどいの広場」のお知らせ〉

町では、子育て中の親子が気軽に集まり交流する場として「つどいの広場」を開催しています。親子遊びや絵本の読み聞かせ、サークル紹介や子育て相談などを予定していますので、是非たくさん参加してください（事前の申込みも必要ありません）。

12月の交流会は次のとおりです。

◆日時　12月18日(水)　午前10時～11時30分

◆会場　中央公民館

◆内容　親子遊びの会

◆問合せ　町民福祉課 児童福祉対策室（☎21―2120）

児童館

黒川児童館（入舟町☎23―4338）

▽紙工作の会
12月7日(土)　午後1時30分～

▽クリスマス会
12月22日(日)　午後1時30分～

沢町児童館（富沢町3丁目☎23―5673）

▽竹馬・一輪車・なわとび検定
12月14日(土)　午後1時30分～

▽ぬりえの会
12月28日(土)　午後1時30分～

第32回お楽しみクリスマス会

ダンス、読み聞かせ「おこだてませんように」、ひとり芝居、子ども参加のダンス、影絵、中学生による「よさこいソーラン」、イスとりゲーム、お楽しみ抽選会と楽しい催しがいっぱいです。入場は無料ですので、家族そろってのおいでをお待ちしています。

◆日時　12月21日(土)
・開場　午後1時
・開演　午後1時30分

◆場所・問合せ　沢町児童館（☎23―5673）

けんこうひろば

◆問合せ　保健課保健指導グループ
（☎21－2122）

シリーズ「特定健診を知ろう！」

「特定健診を知ろう！」シリーズ3回目は、健診結果を活かそう！です。

「特定健診」の検査項目には意味がある

特定健診の項目は左図のように、メタボリックシンドロームが無いか、実際に動脈硬化が進んでいる兆候は見られないかを確認するようなものになっています。

メタボリックシンドロームになると、内臓脂肪の蓄積によって、高血圧・脂質異常・高血糖を引き起こし、動脈硬化が加速度的に進みます。これらの異常が一つもない人に比べ、内臓脂肪・高血圧・脂質異常・高血糖の4つがある人は、心筋梗塞や狭心症になる確率が**30倍以上**になると言われています。

メタボリックシンドロームの発見で心筋梗塞などの重大な病気を起こしやすい人がどのような人かがわかってきたため、これまでの早期発見・早期治療という健診の考え方から一歩進めて、より危険度の高い方から優先して戦略的に予防に取り組んでいくために作られたのがこの特定健診です。

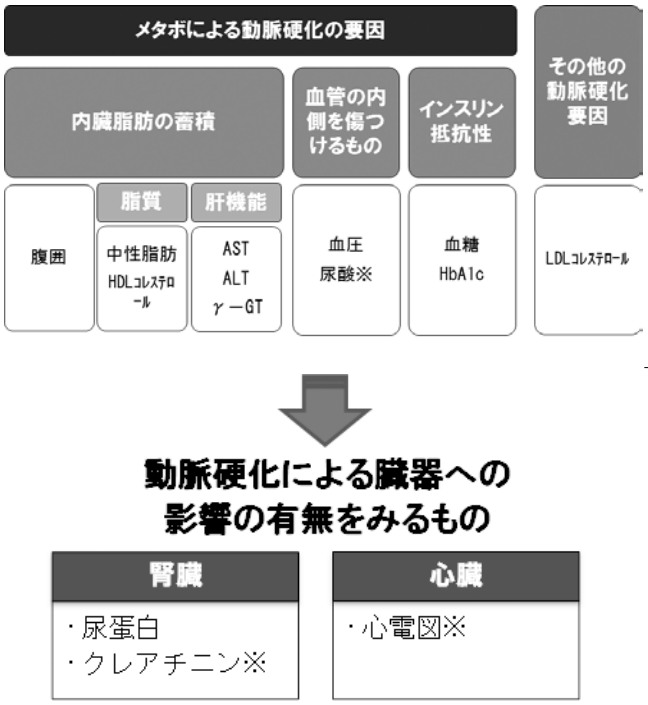

※町国保の独自追加項目

「予防」を重視

これまでの健診では、高血圧・脂質異常症・糖尿病など、それぞれの疾患の早期発見・早期治療が中心でした。

しかし、一つ一つの項目は境界域でも、いくつも重なることで動脈硬化が進むことがわかったため、特定健診では、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の方を中心に、「予防」を重視していくという考え方に変わりました。

具体的には、検査結果から考えられる身体の中の状態を丁寧に説明し、予防について一緒に考えていくことなど、健診後の取り組みが重要とされています。

40代から狭心症・心筋梗塞

実際平成23年5月の町国保の治療状況を見ると、40代ですでに狭心症や心筋梗塞で治療している方が10人いるなど、早いうちからの健康づくりの大切さを町でも強く感じています。

健診結果を活用しよう

これらのことから町国保では、せっかく受けていただいた健診結果を皆さん自身に活かしていただくために、特定健診結果説明会を開催したり、家庭訪問での結果の説明や、生活習慣・栄養の振り返り、生活改善の相談などの取り組みを強化しています。健診結果を持ち訪問すると、「郵送でもよかったのに」と恐縮される方もいらっしゃいますが、健診結果はこれからの健康を守っていくためのヒントがたくさん詰まっている大切なものです。そのため、なるべく説明をしてお渡ししたいと考えています。

国保以外の方も健診結果の説明を希望される方は、お気軽に役場保健課保健指導グループまでご相談いただければと思います。

自分の健康は自分で守る＆健康づくりのお手伝いを有効活用しよう

身体は食べたり動いたりなどの何気ない日常生活の中で作られていきます。ですから、生活習慣病から身を守ることができるのは、皆さん自身の力によるところが非常に大きいです。自分の身体は自分で守るということを今一度意識し、積極的に健康づくりに取り組んでいただければと思います。町の保健師・栄養士は皆さんの健康づくりのお手伝いをしたいと思っていますので、お気軽にご相談ください

平成25年度

国保特定健診（とくていけんしん） 受診率速報！

（10月末現在）

9.1%

♥今月の特定健診

【日程が決まっていて集まって受ける健診】

○ 12/15 中央公民館、12/16 福祉センターで実施します。
まだ空きがありますので、申込みを忘れていた方は、電話で問合せください。

【自分の都合に合わせて、個人で受けに行く健診】

○余市町、仁木町、古平町の指定医療機関
○北海道対がん協会 札幌がん検診センター
（送迎バス無し）

《詳細は役場保健課へ問合せください。》

余市町でおこったこんな話～その113～

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

フゴッペ

余市町東部、小樽市と隣接する栄町地区は、かつて「畚部」の文字をあてて、フゴッペ村と呼ばれていました。フゴッペはアイヌ語地名で、その地名は今でもフゴッペ岬やフゴッペ川、フゴッペ洞窟、フゴッペ橋などにのこっていますが、語源はよくわかっておらず、「波の音が大きいところ」、「番をするところ」などではないかといわれています。

明治時代以降の畚部村の範囲は、海岸線では小樽市蘭島との境界である現在のフゴッペトンネルから、大川町手前までの広い範囲をしめていました。

昭和2（1927）年10月8日、国指定史跡フゴッペ洞窟の線路側の岩肌に、顔のかたちをした岩塊と人の形を線で描いたような刻画がいくつか見つかりました（下図）。発見したのは、国鉄（当時）蘭島駅保線勤務の宮本義明さんで、保線工事の土砂取り作業をしていたときのことでした。古くから小樽市手宮の手宮洞窟の岩面刻画が「古代文字」と呼ばれていたため、「フゴッペの古代文字」と言われたこともありました（「古代文字」余市町でおこったこんな話　その76）。

余市町出身のアイヌ民族の歌人、違星北斗はこの「フゴッペの古代文字」を指して「奇形文字」と呼び、氏の著書である『コタン』中の1章「疑うべきフゴッペの遺跡」で、「我等アイヌにとっても奇怪な謎であった。」と述べています。

同書中には、フゴッペの語源や付近に住んでいた人々についての言及があります。そこには「鍋を持たない土人（ママ）がゐ（い）て生物（なまもの）ばかり食べてゐた」ことを理由にして、その土地を余市アイヌは「フーイベ」と呼んでいたこと、また同じ土地を指して、そこに蛇がたくさんいたので小樽市忍路のアイヌ民族は「フウコンベツ」と呼んでいたともあります。

違星がアイヌ民族の古老に聞いたことに、フゴッペにはアイヌ民族とは別の人たちが住んでいて、彼らを「クルプンウンクル」と呼んでいたのだそうです。「クル」とは「岩」で、「あたかも水際の岩の下にでもゐるような人種」の人々が住んでいたという伝承を違星が聞いています（前掲書）。

フゴッペ岬の先端近くにはフゴッペチャシ（チャシ：アイヌ民族の設けた施設で砦、館、柵、柵囲いを示す）があったという伝承ものこっています。そこには、兄のリコマアイヌ、弟のラワンケ、妹のコクッテシマツという兄弟が住んでいました。彼らは意地悪で、岬の近くを人が通ると上から石を落として悪さをするので、忍路と余市のアイヌ達は何とかその兄弟を追い払いたいと考えていました。ある年の春、ニシンが大量に浜に寄せました。忍路アイヌの一人がフゴッペチャシの崖近くを通った時に、キラキラ光るニシンの鱗が一筋の線になってチャシの方へ続いているのを見つけました。それはリコマアイヌ達がニシンを束にして結わえたものを担いで登った跡でした。この跡をたどって余市と忍路のアイヌの人たちがチャシを攻めて兄弟を殺したので、それ以降、そのチャシは使われなくなったといわれています（『アイヌ伝承と砦（チャシ）』）。

写真：「フゴッペの古代文字」
（旧フゴッペ彫刻模写図『フゴッペ洞窟』）

北海道立 札幌高等技術専門学院
平成２６年度 入校生募集のご案内

北海道立 札幌高等技術専門学院では、職業的自立を目指している知的障がい者の入校生を募集しています。

◆対 象 者　知的障がいを持つおおむね２５歳までの方
◆受付期間　１２月２０日（金）まで
※最寄りの公共職業安定所にて職業相談を受けてください。
◆訓練期間　平成２６年４月１１日（金）から
平成２７年３月１６日（月）までの１年間
（土・日・祝日除く、夏期・冬期休暇あり）
◆訓練施設　北海道はまなす食品（株）能力開発センター
北広島市北の里５６番地
☎０１１－３７３－９３１５
◆選考日時　１２月２６日（木）午前１０時から
◆問 合 せ　北海道立 札幌高等技術専門学院
能力開発総合センター
札幌市東区北２７条東１６丁目
☎０１１－７８１－７１９２

問合せ　教育委員会社会教育課
☎２３―５００１

心豊かにみんなでつくる町民文化～余市町文化作品展開催

１１月１日から１１月３日まで、中央公民館において、日頃サークル活動で取り組んだ作品を、町民に発表する、文化芸術の祭典「余市町文化作品展」が開催されました。

展示会場には、心豊かな作品が展示され、文化芸術の香りが漂っていました。

優雅に菊花展開催

１１月１日から３日にかけて、菊花愛好者が丹精込めて育て上げた見事な菊花が中央公民館大ホールに展示されました。

展示された菊の花は、それはすばらしく、太陽の光に照らし出された様子は、訪れた人々の目を楽しませていました。菊花コンクールは「大菊、懸崖、盆栽」等の種別ごとに審査され、出品点３４０点の中から余市菊花同好会会長、下沢満子さんと会員の綿路能子さんが手塩にかけて育て上げた菊が最高賞を射止めました。下沢さんは「菊づくりに挑戦してみませんか？」と訪れる人にＰＲしていました。

《下沢さんの大菊（左）》
《綿路さんの懸崖（右）》

文化の底辺を広げる中央公民館

中央公民館では、町民に広く文化に親しんでもらおうと、年間前期・後期の２回に分けて４つの文化教室を開設しております。今年度の前期・後期の文化教室には合計７７名が受講しました。

参加者からは、「更に継続を」との声もあり、また新たに「公民館サークル」として誕生したサークルもたくさんあります。今年度の前期・後期の文化教室の受講者は、それぞれの講師のもとに楽しく学習を進めることが出来ました。

作品を作り上げた充実感を得た参加者の中には、自分の趣味として広がった方もいるようです。

町民の皆様も一度受講してみてはいかがでしょうか。

《羊毛フェルト教室》

寿大学　今月の学習

☆12月19日(木)　午後1時30分～

●「学習計画の反省と新年度計画」

今年度の講座を振り返り、新年度に向けて改善します。この機会に仲間と話し合ってみませんか。

女性学級　今月の学習

☆12月16日(月)　午後1時30分～

●「楽しい音楽会」～中央公民館舞台

みんなで歌ったり、仲間の演奏を聴いたり、楽しい「クリスマス音楽会」を予定しております。また、ソプラノ独唱、ピアノ演奏、リコーダーの演奏もあります。

余市町成人式のお知らせ

平成26年の成人式は、平成26年1月12日(日)午後2時30分から中央公民館で開催されます。

該当する皆さんには往復ハガキが送付されます。なお、過去に余市町に住んでおり仕事や学業など都合で現在町外に住んでいる人も出席できます。

ハガキの届かない方は、12月20日(金)までにご連絡ください。不明な点は教育委員会 社会教育課（中央公民館☎23―５００１）までお問合せください。

文化財施設冬期閉館のお知らせ

フゴッペ洞窟、旧下ヨイチ運上家、水産博物館、旧余市福原漁場の四施設は昨年に引き続き12月16日(月)から4月7日(月)までの間、冬期閉館となります。

お問合せは教育委員会 社会教育課まで（中央公民館☎23―５００１）

①余市町シルバーアート展のお知らせ

町内の60歳以上の方の美術作品を一堂に展示し、高齢者の生きがいづくりの促進を図ることを目的にしたシルバーアート展の作品を募集します。

◆**主催**　余市町教育委員会
◆**期間**　平成26年1月15日(水)～19日(日)
◆**会場**　中央公民館　1階展示ホール
◆**応募対象者**　町内に住む60歳以上の方
◆**応募作品**　絵画、書道、写真、陶芸、手芸・竹・わら細工、木彫りなど
◆**応募点数**　各部門一人3点以内とする。
◆**出品申込**　申込書（中央公民館にあります。）に記入の上、1月10日(金)までに中央公民館へお申込ください。
◆**作品搬入**　1月14日(火)　午前9時～正午
◆**作品搬出**　1月20日(月)　午前9時～正午

②よいちっ子スポーツ教室開設のお知らせ

教育委員会では、小学校の冬休み期間を利用し、そり・スキー・雪遊び等、屋外で楽しく遊ぶ教室を開設します。たくさんの参加をお待ちしております。

◆**開催期日**　平成26年1月15日(水)・16日(木)
◆**時　間**　午後1時～3時（2時間程度）
◆**参加対象者**　小学校3年生～6年生　定員20名
◆**場　所**　総合体育館周辺又は、ジャンプ台横
◆**申込受付**　12月9日(月)から受付。定員になり次第締切ります。

③ゴルポッカ体験（冬のパーク）～参加者募集

北海道の冬期間でも気軽に行える健康づくりの運動として北翔大学で開発されました。かんじきを履き、柔らかいボールを使用するパークゴルフです。軽く汗をかく程度の運動の強さですので、子どもからお年寄りまで楽しく参加できます。

◆**開催日**　平成26年1月29日(水)
◆**場　所**　総合体育館周辺
◆**時　間**　午後1時～3時まで
◆**受　付**　12月9日(月)から

☆①②③の受付・申込み・お問合せは
中央公民館（☎23―5001）まで

図書館のすてきな窓

☆**【ふるさと、会津藩とリンゴの話をしよう！】**
余市農業の礎を築いた、旧会津藩士達の活躍と伝説のりんご『緋の衣』について写真や資料で辿ります。
◆**日　時**　12月7日(土)　午後1時30分～
◆**場　所**　図書館2階　視聴覚室
◆**講演者**　菅原一也さん（余市郷土研究会会員）
吉田初美さん（吉田農園園主）
◆**コーディネーター**　乾　芳宏さん（余市水産博物館長）

☆**【クリスマスマジックショー】**
◆**日　時**　12月15日(日)　午後2時～
◆**場　所**　図書館2階　視聴覚室
◆**公演者**　大橋四朗さん（**入場無料です**）

☆**【おはなし会】**12月14日(土)・28日(土)
①午前11時～　②午後2時～

☆**【本のひろば読み聞かせの会】**
◆**日時**　12月の毎週水曜日　午前10時30分～

☆**【みちおおじさんの冬休み工作教室】**
※1月号広報でご確認ください。

☆**開館時間**　午前10時～午後6時30分
☆**今月の休館日**　毎週月曜日

☆**【年末年始の休館日】**
年内の貸出は、12月29日(日)までです。
12月30日(月)から1月6日(月)までの期間は、年末年始に伴い休館いたします。
なお、新年は、1月7日(火)より開館いたします。
◆**問合せ**　図書館（☎22―6141）
http://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/

☀　12月の映画会　☀

	上映日	作　品　名
大人向け（午後2時～）	1日(日)	『野良犬』邦画 122分
	5日(木)	『男はつらいよ第1作』邦画 91分
	12日(木)	『オペラ座の怪人』洋画 93分
	19日(木)	『とられてたまるか！？』邦画 103分
	26日(木)	『旅情』洋画 100分
	29日(日)	『ティファニーで朝食を』洋画 114分
子供向け	21日(土)	①『ミッキーのクリスマスキャロル』30分 ②『カンフーパンダ』92分
	①午前11時～　②午後2時～　2階視聴覚室	

発掘現場より
～登町4遺跡　発掘調査終了～

昨年に続き、6月から始まった登町4遺跡の発掘調査が10月末にて終了しました。今年は猛暑が続きましたが、好天に恵まれ順調に進んだ5か月間でした。

出土遺物数は当初の予想を下回り、総計約1万3千点を数えます。そのうち土器が約1900点、石器が約200点、剥片や礫などが約1万点確認されました。土器については、表面が磨滅し文様が見えないものも多く一個体になるものはなさそうですが、主体となるのは縄文時代早期後半（約9千年前～7千年前）のようです。昨年と同じく、余市で出土したものの中では最も古い貝殻文を施した土器片も出土しました。

石器については、石鏃、石槍、ナイフ、スクレイパー、石錐、石斧、たたき石、すり石など、刺す・突く・切る・削る・穴を開ける・擦るといった様々な用途に対応するものが出土しました。

住居跡やお墓などは確認されませんでしたが、石器を作るために黒曜石を割った剥片がまとまって出土したものも見られるなど、わずかながら当時の生活の痕跡が残っていました。

ご寄附に感謝

（順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。）

★社会福祉事業費の一部として

・一金２０，５７１円

（余市菊花展チャリティーの一部として）

余市菊花同好会

★文化・芸術活動事業賞品として

・賞品（学用品１００，０００円相当）

余市ロータリークラブ

余市町役場からのお知らせ

１２月７日（土）午前中、電話交換機設備工事のため、余市町役場への電話が一時的につながりにくい状態となります。

当日は休日ですが、お急ぎのご連絡等で、通常使用しております電話番号がつながらない場合には、下記番号を臨時の代表番号といたしますので、おかけ直し願います。

余市町役場（12月7日限りの代表電話）

☎０１３５（２３）２１４１

（総務課総務グループ）

よいちの人口

〈平成25年10月31日現在〉※（　）内の数字は前月比

人　口	20,537人	（－ 16）
男　性	9,478人	（－ 2）
女　性	11,059人	（－ 14）
世帯数	10,234世帯	（± 0）

平成２２年国勢調査人口・世帯数（確定値）

人　口　21,258人　世帯数　9,051世帯

■広報よいち１２月号（№７５２）
平成25年12月1日発行
■発　行　余市町
〒046-8546　余市郡余市町朝日町26番地
☎（0135)21-2111㈹　FAX(0135)21-2144
Eメール　kouhou @ town.yoichi.hokkaido.jp
ホームページアドレス http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/
■編　集　総務部 企画政策課 広報広聴グループ

12月は「町税完納強調月間」です

今月の税

固定資産税　４期
国保税　６期
納期限
12月25日

町税の納期は、国民健康保険税を除き12月ですべて終了します。未納町税のある方に対し、11月に催告書を送付しておりますが、再度、お手元の納税通知書を確認して納め忘れの町税は早急に納付願います。12月は、「町税完納強調月間」と位置づけ、電話催告の他、自宅・勤務先へ職員が直接徴収に伺うこともあります。そのような事にならないように早急に納付してください。

事業不振、失業、転職、病気などの理由により納期限内納付が困難な方は、そのまま放置せずに、納税方法等について必ず納税相談してください。

納税催告に応じない滞納者に対しては、納税者との税負担の公平を期するために法律（地方税法等）に基づき財産（給与、預金、債権、不動産、動産等）の差押を行う場合があります。

※税金滞納の有無に関わりません。下記の事項でお悩みの方はひとりで悩まずに、ご連絡・ご相談ください。

○消費者金融会社・信販会社等から借金の借入・返済を繰り返し、毎月の返済により日常生活が苦しく、税金を滞納している方や既に借金を完済している方でも、過去に利息制限法で定められた利息を超えて借金の返済をしている場合があります。「過払い金請求」（不当利息返還請求）により経済的な負担を軽減することができます。

「税金の滞納解消」と「生活再建」のお手伝いができればと考えています。

臨時徴収所をご利用ください
１２月２５日（水）17：30～19：00
・役場１階　税務課窓口
・福祉センター本館（富沢町）

納税相談も実施しています

◆問合せ　税務課 納税グループ　☎２１－２１１６

厚生労働省からのお知らせ

～「簡素な給付措置」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。～

10月1日に閣議決定された、消費税率の引き上げに伴う「簡素な給付措置」については、現時点で住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

そのため、「簡素な給付措置」に関して、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

なお、具体的な給付の方法などが決まりましたら、順次お知らせいたします。

●ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話【＃9110】）に御連絡願います。

◆問合せ　町民福祉課 民生年金グループ
☎２１－２１２０